

「奈良県 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」に対する意見募集の結果について

意見募集期間：令和5年12月14日（木）から令和6年1月15日（月）

意見数：18（意見提出者：6名（団体））

※同意見については、統合させていただいております。

No.	意見募集時の資料における頁数	現時点の資料における頁数	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
1			第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状	データが未公開の箇所が多くあった。データを基に、現状や課題を分析し、その結果を基に計画を策定すべきだと考えるため、データが揃った状態で、委員会の開催やパブリックコメントの募集を行っていただきたい。	計画については、最新の数値を使用することとしており、各市町村において現在集計を行っている部分やまだ公開されていない全国調査の最新値については、パブリックコメント実施の時点では未公開とさせていただきました。策定委員会では、数値の入った資料にて検討を行い、その資料についてもホームページで公表します。
2	32,77	32,76	第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状 2 介護保険サービスの現状 (4) 高齢者保健福祉に係るサービスを支える人材の養成・確保 図表「就業形態・職種別の採用率・離職率」 第4章 施策の展開 VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 (14)多様な介護人材の確保・育成・定着 「目標」	採用率とは、応募数に対する採用者数の割合との認識でいる。採用率が高いことは、採用数が多い場合もあれば、応募数が少ない場合もある。そのため、採用率が高いことが良いこととは限らないと考える。実労働者数とも併せて比較すると、より実態が見えると思う。また、上記認識だとした場合「採用率-離職率=増加率」という表現も誤解を招くと思う。同じ理由で、採用率を上げる方向で目標設定をするべきではないと考える。	調査期間（1年）における新規採用者数が調査期間の末日における介護職員数に占める割合が採用率、調査期間（1年）における離職者数が調査期間の末日における介護職員数に占める割合が離職率となります。 目標については、採用率が増加し、離職率が減少することにより介護従事者が現場に定着し増加につながると考え設定しており、今後PDCAサイクルに基づき進行管理をしながら、取組をすすめてまいります。
	77	76	第4章 施策の展開 VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 (14)多様な介護人材の確保・育成・定着 「目標」	施策の目標にある採用率と離職率の目標は現時点で達成されているため、「採用率：21.8%（全国16.2%）（R4）→25.0%（R8）」「離職率：13.5%（全国14.4%）（R4）→12.0%（R8）」に変更するか削除してほしい。	
3	32	32	第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状 2 介護保険サービスの現状 (4) 高齢者保健福祉に係るサービスを支える人材の養成・確保 図表「職業紹介事業の実績」	最新データを提供するので、データを更新していただきたい。	ご意見のとおり、グラフのデータを修正します。（資料1別紙 1ページ参照）
4	33	33	第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状 2 介護保険サービスの現状 (4) 高齢者保健福祉に係るサービスを支える人材の養成・確保 「○供給推計の方法」 【実人数】の計算式	実人数の計算ロジックですが、「入職者数」の中に「離職者のうち介護分野への再就職者数」は含まれてないのか。 そうだとすると、「離職者のうち介護分野への再就職者数」を二重で加算してしまっているため、供給人数が実態よりも多く算出されているのではと懸念している。	「入職者数」の中に「離職者のうち介護分野への再就職者数」は含まれていませんので、二重加算により供給人数が実態よりも多く算出されることはありません。 なお、将来推計は厚生労働省から示されたワークシートをもとに作成していますが、算出にあたっては、実態に即したものとなるよう取り組んでいます。

No.	意見募集時の資料における頁数	現時点の資料における頁数	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
5			第4章 施策の展開	各目標が現状から「増加」、「向上」となっているが、具体的な目標・その根拠を示すことが必要ではないか。 事業計画は市町村が作成するという点でもあり、具体的な数値目標を示すことの難しさもあるが、逆に県がイニシアチブを発揮し、市町村目標を引き上げることも必要ではないか。	目標値が「増加」や「向上」となっているものについては、具体的な数値ではなく、上昇というトレンドが重要であると考え、設定しております。
	81-84	81-84	第4章 施策の展開 VIII 計画の進行管理、評価の実施、公表 【第9期計画の主な数値目標】	数値目標の項目で、数値でなく「増加」「減少」といった目標が目立つ。特に、累計数値の目標を「増加」としているものは、1件でも増えれば達成となるものである。全項目数値目標とすべきではないか。また、小項目が達成することで、中・大項目の目標達成が出来るような目標設定が必要ではないか。	
6	48	48	第4章 施策の展開 I 多様なサービス等の充実 (1)在宅サービスの充実 「目標」	「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる」ことを基本理念に掲げるのであれば、東和圏域と南和圏域の訪問介護事業所が不足していると思うので、施策の目標に、東和圏域と南和圏域の訪問介護事業所数の増加を加えることを希望する。	各地域における介護サービスの充実については、市町村が客観的な数値をもとに推計を行い地域の実情に応じた必要な介護サービスについて検討した上で介護保険事業計画を策定し、進めていくこととなっております。県におきましては、こうした市町村の取組が円滑に進むよう支援してまいります。
7	49	49	第4章 施策の展開 I 多様なサービス等の充実 (2)多様な住まいの整備促進 「目標」	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅全体の供給量は確かに増加しているが、新規施設は奈良市を中心とした人口過密部に集中しており、東和圏域や南和圏域、奈良市東部にはほとんど増えていないと思われる。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、地域包括ケアシステムで重要なものとして位置づけられているため、過疎地域でも住み続けることができるよう、施策の目標に、東和圏域と南和圏域の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の供給量の増加を項目立てて追加してほしい。	具体的な圏域の供給量についてはお示ししておりませんが、P49「I 多様なサービス等の充実」において、「高齢者向けの住まいの適切な整備」を掲げており、この施策を進めるにあたり、今回のご意見を参考にさせていただきます。
8	50-51	50	第4章 施策の展開 I 多様な介護サービス等の充実 (3)施設サービスの整備・推進	特養のサービス提供には「施設整備」と「人員配置」が必要であり、人員配置がボトルネックとなり空床や供給不足が起きていていると感じている。施設サービスの適切な整備にむけ、実態の把握や要因分析を行い、必要なものは「施設整備」なのか、「人材確保」なのかを明確にしたうえで、適切な予算配分、施策の展開を行っていただくようお願いしたい。	施設は短期間で整備できるものではないため、将来の必要数を見据えて計画的に整備することが必要であると考えています。一方、施設の運営には介護人材の確保が不可欠であるので、介護人材確保の施策についても推進していくべきと考えています。
9	50	50	第4章 施策の展開 I 多様な介護サービス等の充実 (3)施設サービスの整備・推進 「施策の展開」3行目	特養の人員不足の背景に、特養入居者の重度化があると感じている。要介護者の住まいとしては、有料老人ホーム等代替サービスが充実してきた。一方で、看取り機能のある施設は少ないので、介護度が重度化した状態で入所されるケースが増えている。その為、入所者一人当たりの介護量は増え、また回転率上昇による入居時の負荷増も見られる。 以上状況の実態を分析し、特例入所の柔軟対応による、特養入所者の平均介護度低下策を検討いただけないか。	入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数おられるため、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、特別養護老人ホームへの入所が原則として、要介護3以上の方に限定されています。しかし、要介護1又は2の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合には、特例的な入所が認められておりますので、本制度を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

No.	意見募集時の資料における頁数	現時点の資料における頁数	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
10	52-53、76	51-52、75	<p>第4章 施策の展開</p> <p>II 在宅医療サービスの充実</p> <p>(4) 在宅医療等の連携体制の整備・充実</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進</p> <p>(14)多様な介護人材の確保・育成・定着</p>	<p>「II 在宅医療サービスの充実（4）在宅医療等の連携体制の整備・充実」の「施策の展開」の「○訪問看護師の育成・定着促進」に、「訪問看護師が安心して働きつづけられるよう利用者からの暴力・ハラスメント防止のための取り組みを推進する。」とある。私たちが2019年に在宅に従事する職員に暴力・ハラスメントの実態調査を行ったが、深刻な実態が明らかになっている。</p> <p>そこで、①県としても実態の把握を行っていただきたい。②対象を訪問介護（ヘルパー）やケアマネ、訪問リハ、薬剤師にも広げていただきたい、③具体的な取組として、例えば兵庫県のように必要であれば複数訪問を行うなど、具体的に何を行うのかまで示していただきたい。</p>	<p>訪問看護ステーションの看護職員への実態調査は、毎年実施しており、ハラスメントの現状は認識しています。</p> <p>訪問看護師の育成・定着促進に関する施策に係る本文を以下のとおり修正します。（資料1別紙 2ページ、7ページ参照）</p> <p>○訪問看護師の育成・定着促進</p> <p>・訪問看護師が安心して働き続けられるよう利用者からの暴力・ハラスメント防止のための取組を推進する。</p> <p>→暴力・ハラスメントへの対応力強化のための研修等により、訪問看護師が安心して働き続けられる環境づくりに向けた取り組みを推進する。</p> <p>また、介護人材の確保・育成・定着に関する施策に係る計画本文を以下の修正します。</p> <p>○働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり</p> <p>・ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取り組みの推進</p> <p>→・介護事業所職員に対する研修等により、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取り組みを推進します。</p>
11	54	53	<p>第4章 施策の展開</p> <p>II 在宅医療サービスの充実</p> <p>(5)在宅看取りの普及・啓発と促進</p> <p>「施策の展開」9行目</p>	<p>在宅で看取る場合、医師による確認が取れない場合は亡くなったとみなされないため、年末年始等、すぐに連絡がつかない場合には警察に連絡せざるを得ない状況が考えられる。そのため、地域としての連携や訪問介護従事者の心理的負担の軽減の意味も含め、在宅看取りの普及・啓発と促進の施策において、消防との連携についての言及だけでなく、ターミナル期の支援者の情報提供等、警察との連携についても言及いただきたい。</p>	<p>高齢者が急変した際、本人の事前の意思表示に基づき、訪問看護師やかかりつけ医などの緊急連絡先にまず相談することが大切です。</p> <p>「消防との連携」に記載している内容の趣旨は、高齢者が急変した際、本人の事前の意思表示に基づき、不要な救急要請を行わないことなどの基本的な考え方を整理し、ケアマネジャー・高齢者施設等の関係者・関係機関での情報共有を図ることであるため、タイトルを「関係機関との連携」に修正します。（資料1別紙 3ページ参照）</p> <p>なお、ご意見のとおり看取りの場面においても特定の職種に負担が生じないよう、多職種連携体制の構築を推進して参ります。</p>
12	57	56	<p>第4章 施策の展開</p> <p>III 生活支援サービスの充実</p> <p>(7)高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備</p> <p>図表【地域で高齢者が支え合うために自分ができること】</p>	<p>選択肢の上から4つ目に「高齢者クラブ」とあるのは「老人クラブ」の誤りではないか。「老人クラブ」という名称は老人福祉法にも位置づけされおり、出典の「令和4年度高齢者の生活・介護等に関する県民調査」においての選択肢では「老人クラブ」と表記されているため、「老人クラブ」に改めるべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、「高齢者クラブ」の記載を「老人クラブ」に修正します。（資料1別紙 4ページ参照）</p>
13	58	57、69	<p>第4章 施策の展開</p> <p>III 生活支援サービスの充実</p> <p>(7)高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備</p> <p>「施策の展開」</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>III 生活支援サービスの充実</p> <p>(11)高齢者の社会参加</p> <p>「施策の展開」3行目以下</p>	<p>奈良県では約75千人の高齢者が老人クラブに加入し、自主的に地域の支え合い活動や、健康づくり、集いの場づくり、地域を豊かにするための活動等を県内各地で展開している。老人福祉法には、地方公共団体の老人クラブ活動への援助について規定されており、近畿各府県の高齢者福祉計画をみると、老人クラブ活動との連携又は老人クラブ活動への支援に関して全く記載がないのは奈良県だけであるため、施策の展開に「老人クラブ活動との協働」又は「老人クラブ活動への支援」を加えるべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、老人クラブ活動は支え合いの地域づくりや、高齢者が社会参加し、地域においていきいきと活動するうえにおいて重要な役割を担っていると考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、（7）施策の展開の「○高齢者の権利利益の保護の促進」の項目の前に、以下を追記します。</p> <p>また、（11）施策の展開の「○高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくり」の項目における記載を、以下に修正します。（資料1 別紙 5ページ、6ページ参照）</p> <p>(修正)（資料1 別紙6ページ参照）</p> <p>○高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくり</p> <p>・高齢者が就労しやすい環境、ボランティアや非営利活動など地域活動に参加することができる環境（以下省略）</p> <p>→高齢者が就労しやすい環境、ボランティアや非営利活動、老人クラブ活動など地域活動に参加することができる環境（以下省略）</p> <p>(追加)（資料1 別紙 5ページ参照）</p> <p>○高齢者が支え合う地域づくりの促進</p> <p>・老人クラブ活動を支援し、地域において高齢者が互いに支え合うための活動を促進する。</p>

No.	意見募集時の資料における頁数	現時点の資料における頁数	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
14	57	56	第4章 施策の展開 III 生活支援サービスの充実 (7)高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備	「現状と課題」「施策の展開」「目標」において、具体化に乏しい（介護保険事業計画は市町村のため、その計画策定待ちということか）。県として、「奈良県保健医療計画」とも連動した形で、医療と介護の連携強化、さらに一体的提供という視点からも具体的な施策の提案がほしい。	「V 介護予防の充実（11）高齢者の社会参加」にも記載のように、「生活支援」と「介護予防」サービスの提供とともに、社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながり、そのような環境を整備することが重要と考えています。 また、医療と介護の連携強化など、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるような仕組みも重要と考えており、各施策を連動させて展開しているところです。 さらに、計画の策定にあたっては、奈良県保健医療計画等の関連計画と整合性を確保するために連携を図っており、今後施策を推進して参ります。
15	58	57	第4章 施策の展開 III 生活支援サービスの充実 (7)高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備 「施策の展開」	今まで通りの取り組みでは8期同様、3年後未達となることが予想されるため、中間目標を設定し、細かく施策の見直しを行っていただきたい。具体的には、施策の展開に、「・成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関を、本計画期間中に全市町村に設置することを重点施策とする。中間目標として、R7末時点で設置市町村数27と設定し、各市町村と連携を図りながら細かく施策の進行状況の把握に努め、期間内の達成に尽力する」という文言の項を追加することを希望する。	第二期成年後見制度利用促進基本計画では、令和6年度末までに、全市町村において、どの地域でも尊厳ある本人らしい生活を継続できるように権利擁護支援の中核機関の整備が必要とされています。 また、県全体で権利擁護の取組を速やかに進めるよう支援しており、本介護計画では相談体制の整備支援などを具体的に記載しています。 今年度、県では各市町村における成年後見制度の体制整備状況の把握を改めて行い、複数市町村による成年後見制度利用促進に関する検討会を開催するなどの支援を実施してきました。本計画では、令和8年度末までに全市町村において中核機関を設置することが目標としていますが、その設置が迅速に必要であることから、中間目標を設けず、可能な限り速やかに目標達成に取り組めます。 いただいたご意見を参考に、今後も引き続き各市町村との緊密な連携を強化しつつ、中核機関の早急な整備を促進してまいります。
16	64-65	64	第4章 施策の展開 IV 認知症施策の推進【奈良県認知症施策推進計画】 (9)認知症の人にやさしい地域づくりの推進 「目標」	認知症カフェの設置を目標にするのはいいが、既に設置されているところでも、認知症介護者のために機能しているのかという疑問があるため、施策の目標に、「○既存認知症カフェの活動状況の見直し・改善」の項目を追加するか、施策の展開に、「○認知症の人の介護者への支援」を明記していただきたい。	各地域で認知症支援の充実度を評価する一つの指標として、「認知症カフェの設置市町村数」を目標として掲げています。 ただし、単に設置されているだけでなく、それが実質的な支援の場として機能しているかということが重要です。「施策の展開」に明記された文言では、「認知症介護者が身近な地域で気軽に相談や情報を得ることができる認知症カフェの設置・運営に向け、市町村職員に向けた研修及び講座を実施する。」と述べており、この表現にはその運営が地域で持続的な支援の場として機能する意図が含まれています。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます、取組をすすめてまいります。
17	76	75	第4章 施策の展開 VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 (14)多様な介護人材の確保・育成・定着 図表【外国人介護人材の受け入れに対する考え】 「施策の展開」1行目、9行目	外国人介護人材の受入を進めるべきという回答は約2割と少ない中で、外国人材の確保に向けた取り組みを充実させたり、外国人材を受けれる事業者に対する支援を施策とする理由は何か。「どちらでもない」「進めるべきでない」「わからない」と回答した事業所への理解促進や、回答理由の把握を進めるべきだと思う。	ご意見いただいた部分において、p.75右図【外国人材の受け入れに対する考え】（サービス事業所）とあるのは、（サービス従事者）の誤りでしたので修正いたします。 また、介護人材不足を解消するための外国人労働者の受け入れを「進めるべきでない」と回答した場合について、その理由を調査した結果、「受け入れに対する利用者やその家族の理解が進まないと思うから」「文化や習慣の違いを理解するのが難しいと思うから」「コミュニケーションを図るのが難しいと思うから」といったことが主な理由でした。 国においても、外国人介護人材を受け入れる際の規制を緩和するなどの方針で検討を進めており、県としても、外国人介護人材の受け入れに対する不安感や負担感の軽減や、外国人介護人材に対する理解を深めるための施策を推進することにより、受け入れに積極的な事業所を増やし、介護人材の確保につなげたいと考えております。
18	76	75	第4章 施策の展開 VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 (14)多様な介護人材の確保・育成・定着	県内介護職員の不足が深刻な状況の中で、奈良県として独自の施策が必要ではないか。	県としても、県内の介護職員不足は深刻な状況にあり、介護人材の確保は喫緊の課題であると認識しております。 これまででも、本県の状況に即した施策を立案し、有識者や関係団体等で構成する「奈良県福祉・介護人材確保協議会」から現場の実情を踏まえたとご意見をいただきながら取り組んできたところです。 今後も、現状からさらに改善させるため、本県における介護人材確保の状況把握と分析に努め、効果的な施策を推進してまいります。